

令和 3 年

小牧市議会

第 1 回定例会提出予定議案の概要

提 出 予 定 議 案

条 例 案	1 4 件
一 般 議 案	1 件
補 正 予 算 案	1 2 件
当 初 予 算 案	1 2 件
人 事 案	1 件
計	4 0 件

議 案 目 次 (第 1 号議案、第 2 号議案)

(第 1 号議案)	
条 例 案	
4 小牧市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
5 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
6 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1
7 小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	4
8 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
9 小牧市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について	5
10 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
11 小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
12 小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
13 小牧市土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
14 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業施行条例の制定について	8
15 新小牧市立図書館建設審議会条例を廃止する条例の制定について	9
一 般 議 案	
16 小牧市道路線の認定について	9
補 正 予 算 案	
17 令和 2 年度小牧市一般会計補正予算 (第 1 5 号)	11
18 令和 2 年度小牧市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	15
19 令和 2 年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	15
20 令和 2 年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	16
21 令和 2 年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	17
22 令和 2 年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	18

23	令和2年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	19
24	令和2年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	20
25	令和2年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	22
26	令和2年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)	22
27	令和2年度小牧市水道事業会計補正予算(第5号)	24
28	令和2年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)	24
	当初予算案	
29	令和3年度小牧市一般会計予算	26
30	令和3年度小牧市土地取得特別会計予算	26
31	令和3年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算	26
32	令和3年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算	26
33	令和3年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算	26
34	令和3年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算	26
35	令和3年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計予算	26
36	令和3年度小牧市介護保険事業特別会計予算	26
37	令和3年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算	26
38	令和3年度小牧市病院事業会計予算	26
39	令和3年度小牧市水道事業会計予算	27
40	令和3年度小牧市下水道事業会計予算	27
	人 事 案	
41	小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について(第2号議案)	27
	条 例 案	
42	小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
43	小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	28

条 例 案

(議案第4号)

小牧市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 1 宣誓書の押印を廃止する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第5号)

小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、次に掲げる条
例について所要の規定の整備を行う。
 - (1) 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例
 - (2) 小牧市国民健康保険条例
 - (3) 小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第6号)

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手
数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物で
あって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円
(現行29,100円)
 - (2) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住
宅建築物

ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 121,000円（現行159,300円）

イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のもの

(ア) 延べ面積が300平方メートル以内のもの 248,400円
（現行261,600円）

(イ) 延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200円
（現行417,100円）

2 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る変更認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。

(1) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 10,700円
（現行17,500円）

(2) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物

ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 62,300円（現行82,600円）

イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のもの

(ア) 延べ面積が300平方メートル以内のもの 125,200円
（現行131,900円）

(イ) 延べ面積が300平方メートルを超えるもの 157,400円
（現行211,500円）

3 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のとおり定める。

(1) 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係る建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合は、62,300円）

(2) 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係る建築物以外の建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき311,200円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合は、157,400円）

- 4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料は、1件につき3に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の手数料の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
- (1) 計画適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円（現行29,100円）
- (2) 計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物
- ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 121,000円（現行159,300円）
- イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200円（現行401,800円）
- 6 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に係る変更認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
- (1) 計画適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 10,700円（現行17,500円）
- (2) 計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物
- ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 62,300円（現行82,600円）
- イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 157,400円（現行203,800円）
- 7 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
- (1) 基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円（現行29,100円）
- (2) 基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物

ア 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 121,000円（現行159,300円）

イ 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200円（現行401,800円）

8 その他所要の規定の整備を行う。

9 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（議案第7号）

小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 急速充電設備について、全出力の上限を200キロワット（現行50キロワット）とし、火災予防上必要な措置を定める。

2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないこととする。

3 その他所要の規定の整備を行う。

4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（議案第8号）

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 小牧市休日急病診療所（以下「診療所」という。）において、健康保険法等の規定によらないで診療を受けた者は、厚生労働大臣が定める算定方法（以下「診療料の算定方法」という。）により算定した額に1.1（現行1.65）を乗じて得た額を納付しなければならないこととする。

2 診療所に納付すべき文書料のうち、普通診断書及び死亡診断書の額を次のとおり引き上げる。

(1) 普通診断書 1通当たり2,200円（現行1,100円）

(2) 死亡診断書 1通当たり2,200円（現行1,650円）

- 3 診療所に納付すべき文書料のうち、証明書の額を1通当たり1,100円（現行1,650円）に引き下げる。
- 4 診療所において、診療料の算定方法に定めのない治療用材等の交付を受けようとする者は、実費として市長が定める額を納付しなければならないこととする。
- 5 診療所の診療業務等を委託できるものに市長が適当と認めるものを加える。
- 6 その他所要の規定の整備を行う。
- 7 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、5は、公布の日から施行する。

（議案第9号）

小牧市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 道路運送法施行規則の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

（議案第10号）

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 令和3年度から令和5年度までの保険料率は、第1号被保険者の市民税の課税状況等の区分に応じて次の表のとおりとする。

区 分	保険料率
(1) 世帯員全員が市民税非課税の者で、老齢福祉年金の受給権を有しているもの若しくは本人の合計所得金額から一定の額を控除した後の額（以下「控除後の合計所得金額」という。）及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの又は生活保護受給者	25,854円 （現行25,854円）

(2) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のもの	33,610円 (現行33,610円)
(3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの	38,781円 (現行38,781円)
(4) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの	42,918円 (現行42,918円)
(5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの	51,708円 (現行51,708円)
(6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの	56,879円 (現行56,879円)
(7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	67,220円 (現行67,220円)
(8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	77,562円 (現行77,562円)
(9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの	82,733円 (現行82,733円)
(10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの	87,904円 (現行87,904円)
(11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上のもの	93,074円 (現行93,074円)

- 2 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合の当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額は、当該額から10万円を控除して得た額とする。
- 3 低未利用土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所得の特別控除の適用がある場合の合計所得金額は、当該合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする。
- 4 1の(1)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に係る保険料率は、15,512円(現行15,512円)とする。
- 5 1の(2)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に係る保険料率は、25,854円(現行25,854円)とする。
- 6 1の(3)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に係る保険料率は、36,196円(現行36,196円)とする。
- 7 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、2及び3は、公布の日から施行する。

(議案第11号)

小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 1 小牧市民病院に納付すべき文書料の上限額を1枚につき4,400円(現行2,200円)に引き上げる。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第12号)

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

- 1 建築物の制限を行う区域に下小針中島二丁目地区整備計画区域を加える。
- 2 下小針中島二丁目地区整備計画区域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定める。

- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第13号)

小牧市土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

- 1 尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計を廃止する。
- 2 小牧市土地区画整理事業特別会計として尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計を設置する。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第14号)

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業施行条例の制定
について

- 1 事業の名称を尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業（以下「事業」という。）とする。
- 2 施行地区は、小牧市大字本庄字金剛屋敷、字平四郎べ、字樋先、字塚本、字黒羽根、字八反田、字ハツコ、字札子、字東前、字井ノ口及び字池俣前の各一部とする。
- 3 事務所の所在地は、小牧市堀の内三丁目1番地小牧市役所内とする。
- 4 事業に要する費用は、保留地の処分金、国庫補助金及びその他の収入を除き、施行者が負担する。
- 5 保留地の処分方法は、公開抽せんによるものとする。ただし、施行者が必要と認めたとき等は、一般競争入札又は随意契約によることができる。
- 6 事業を施行するため尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会を置き、委員の定数は10人とする。
- 7 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積等の決定の方法を定める。
- 8 その他事業の施行に必要な事項を定める。

9 この条例は、事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

(議案第15号)

新小牧市立図書館建設審議会条例を廃止する条例の制定について

- 1 新小牧市立図書館建設審議会を廃止する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

一般議案

(議案第16号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、西之島雉子野9号線ほか2路線を認定する。

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会計別		補正前の額	補正額	計
一	一般会計	82,467,716	△1,447,812	81,019,904
特別会計	土地取得	675	243	918
	国民健康保険事業	12,871,754	△330,777	12,540,977
	小松寺土地区画整理事業	5,339	0	5,339
	文津土地区画整理事業	477,030	△3,735	473,295
	岩崎山前土地区画整理事業	166,962	△4,322	162,640
	小牧南土地区画整理事業	479,952	△356	479,596
	介護保険事業	8,249,793	87,459	8,337,252
	後期高齢者医療	3,676,844	△8,896	3,667,948
	小計	25,928,349	△260,384	25,667,965
合計		108,396,065	△1,708,196	106,687,869

病院事業会計

収益的收入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 益 的 収 入	22,081,152	943,011	23,024,163
収 益 的 支 出	24,788,541	△2,982	24,785,559

資本的收入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 収 入	1,514,932	62,241	1,577,173
資 本 的 支 出	3,407,780	△21,992	3,385,788

水道事業会計

収益的收入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 益 的 収 入	3,031,029	△31,612	2,999,417

下水道事業会計

収益的收入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 益 的 収 入	3,105,418	23,149	3,128,567
収 益 的 支 出	3,103,621	△16,970	3,086,651

資本的收入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 収 入	1,380,813	△132,993	1,247,820
資 本 的 支 出	1,766,636	△122,766	1,643,870

(議案第17号)

令和2年度小牧市一般会計補正予算(第15号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
82,467,716	△1,447,812	81,019,904	個人市民税	44,000
			法人市民税	△417,000
			固定資産税(家屋)	95,000
			固定資産税(償却資産)	291,000
			地方消費税交付金	△96,000
			地方特例交付金	121,017
			温水プール使用料	△78,000
			児童手当交付金	△98,697
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	150,231
			こまきこども未来館施設管理事業寄附金(企業版 ふるさと納税)	10,000
			こども夢・チャレンジ基金寄附金	6,700
			寄附金(こまき応援寄附金関係)	813,468
			財政調整基金繰入金	△1,560,007
			社会福祉基金繰入金	30,888
			都市基盤整備基金繰入金	△290,000
			図書館建設基金繰入金	△217,371
			前年度繰越金	433,479
			児童生徒等給食代	△91,385
			都市整備事業債	△173,200
			校舎大規模改造事業債	136,500
			図書館建設事業債	△482,300
その他	△76,135			

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
82,467,716	△1,447,812	81,019,904	介護給付事業 49,500
			子ども医療扶助事業 △102,000
			児童手当 △125,430
			小牧岩倉衛生組合運営費・建設費負担金 △101,325
			新型コロナウイルス感染症対策協力金 △142,850
			高速道路交差橋りょう工事委託料 △80,000
			一宮舟津線関連整備事業 57,392
			市営駐車場施設整備事業 △133,251
			土地区画整理事業特別会計繰出金 △108,737
			給食センター施設整備事業（東部・北部・南部） 231,455
			小学校施設営繕事業 339,106
			中学校施設営繕事業 46,749
			幼稚園利用者支援事業 △88,571
			図書館施設建設事業 △699,909
			基金積立金（こまき応援寄附金） 813,468
その他 △1,403,409			

継続費補正

(単 位 千 円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都 市 計 画 費	市営駐車場施設整備事業	950,823	令和元年度	364,400	844,341	令和元年度	364,400
				令和2年度	586,423		令和2年度	479,941
8 土木費	4 都 市 計 画 費	小牧駅周辺整備事業	233,981	令和元年度	18,000	215,123	令和元年度	18,000
				令和2年度	215,981		令和2年度	197,123
10 教育費	5 社 会 教 育 費	図書館施設建設事業	3,500,182	令和元年度	133,879	2,849,273	令和元年度	133,879
				令和2年度	3,366,303		令和2年度	2,715,394
3 民生費	3 児 童 福 祉 費	(仮称)こども未来館施設整備事業	1,605,912	令和元年度	481,774	1,599,400	令和元年度	481,774
				令和2年度	1,124,138		令和2年度	1,117,626

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後	
			金額	金額	
2	総務費	7 市民安全費	交通安全推進事業	0	11,088
3	民生費	3 児童福祉費	保育対策総合支援事業費 補助金返還事業	0	1,104
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	0	52,088
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路側溝新設事業	0	4,200
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	0	70,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設維持補修事業	0	11,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	0	53,500
8	土木費	3 河川費	河川水路整備事業	0	19,120
8	土木費	4 都市計画費	街路新設改良事業	0	22,500
8	土木費	4 都市計画費	市街地整備事業	0	39,000
8	土木費	4 都市計画費	公園緑地施設管理事業	0	12,000
8	土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業関連整備事業	0	74,700
9	消防費	1 消防費	消防水利整備事業	0	23,350
10	教育費	1 教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業	0	10,725
10	教育費	1 教育総務費	給食センター施設整備事業	0	231,455
10	教育費	2 小学校費	新型コロナウイルス感染症対策物品購入事業	0	8,392
10	教育費	2 小学校費	小学校施設管理事業	0	6,552

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕事業	70,557	409,663
10 教育費	3 中学校費	新型コロナウイルス感染症対策物品購入事業	0	4,166
10 教育費	3 中学校費	中学校施設管理事業	0	2,966
10 教育費	3 中学校費	中学校施設営繕事業	38,277	85,026
10 教育費	5 社会教育費	成人祝賀式開催事業	0	5,489

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
都市整備事業	506,600	333,400
公園整備事業	26,100	0
土地区画整理事業	47,500	0
消防施設整備事業	2,100	1,800
消防施設購入事業	25,700	20,100
校舎大規模改造事業	0	136,500
図書館建設事業	1,028,600	546,300
小牧山整備事業	20,500	23,300

(議案第18号)

令和2年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
675	243	918	土地開発基金運用利子 1 土地開発基金利子 242

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
675	243	918	土地開発基金繰入金 243

(議案第19号)

令和2年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
12,871,754	△330,777	12,540,977	オンライン資格確認等業務関係補助金 △440 災害等臨時特例補助金 9,989 普通交付金 △311,868 特定健康診査等負担金 △15,879 保険基盤安定繰入金 17,047 職員給与費等繰入金 1,327 出産育児一時金繰入金 △1,400 その他一般会計繰入金(決算補填等) △32,619 前年度繰越金 8,066 一般被保険者第三者行為損害賠償金 △5,000

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
12, 871, 754	△330, 777	12, 540, 977	特別旅費（一般管理事業）	△143
			印刷製本費（一般管理事業）	△1, 000
			国民健康保険システム修正委託料	△440
			診療報酬明細書等点検委託料	△2, 977
			一般被保険者療養給付費	△300, 000
			退職被保険者等療養給付費	△500
			一般被保険者高額療養費	△10, 000
			出産育児一時金	△2, 100
			葬祭費	△500
			特定健康診査・特定保健指導委託料	△10, 575
			糖尿病性腎症重症化予防事業委託料	△1, 290
健康増進事業負担金	△1, 252			

(議案第20号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
5, 339	0	5, 339	一般会計繰入金	△2, 517
			清算徴収金	1, 083
			前年度繰越金	1, 371
			清算徴収金滞納延滞金	63

(議案第21号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別
会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
477,030	△3,735	473,295	保留地処分金	△2,762
			社会資本整備総合交付金	△63,500
			都市構造再編集中支援事業費補助金	152,970
			一般会計繰入金	△40,294
			前年度繰越金	12,351
			区画整理事業債	△62,500

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
477,030	△3,735	473,295	測量設計委託料	△1,100
			ガス布設負担金	△2,600
			市債償還利子	△35

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	34,439

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	62,500	0

(議案第22号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業
特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
166,962	△4,322	162,640	保留地処分金	△16,000
			社会資本整備総合交付金	△7,600
			都市構造再編集中支援事業費補助金	24,070
			一般会計繰入金	△51,217
			仮清算徴収金	732
			前年度繰越金	55,893
			区画整理事業債	△10,200

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
166,962	△4,322	162,640	測量設計委託料	△1,300
			除草浚渫委託料	△1,000
			道水路工事費	△2,000
			市債償還利子	△22

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	10,200	0

(議案第23号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会
計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
479,952	△356	479,596	保留地処分金 5,801 社会資本整備総合交付金 △38,400 都市構造再編集中支援事業費補助金 91,360 一般会計繰入金 △14,709 前年度繰越金 7,392 区画整理事業債 △51,800

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
479,952	△356	479,596	市債償還利子 △356

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	6,000

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	51,800	0

(議案第24号)

令和2年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
8,249,793	87,459	8,337,252	介護給付費負担金(国)	20,243
			現年度分調整交付金	21,866
			地域支援事業交付金(国)(介護予防事業)	△1,281
			地域支援事業交付金(国)(包括的支援事業・任意事業)	△3,329
			保険者機能強化推進交付金	△1,637
			保険者努力支援交付金	18,525
			災害等臨時特例補助金	66
			介護給付費交付金	27,328
			地域支援事業支援交付金	△1,384
			介護給付費負担金(県)	12,652
			地域支援事業交付金(県)(介護予防事業)	△641
			地域支援事業交付金(県)(包括的支援事業・任意事業)	△1,664
			介護保険事業基金利子	701
			介護給付費繰入金	12,652
			地域支援事業繰入金(介護予防事業)	△641
			地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	△1,664
			事務費繰入金	△688
			介護保険事業基金繰入金	△90,227
			前年度繰越金	76,582

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
8,249,793	87,459	8,337,252	特別旅費（一般管理事業）	△75
			介護認定審査会委員謝礼	△385
			費用弁償（介護認定審査会運営事業）	△103
			特別旅費（介護認定審査会運営事業）	△42
			特別旅費（介護認定調査事業）	△88
			講師謝礼（給付指導事業）	△215
			介護保険指定機関等管理システム修正委託料	220
			居宅介護サービス給付費	150,000
			介護予防サービス給付費	△19,000
			地域密着型介護サービス給付費	△16,000
			地域密着型介護予防サービス給付費	△22,000
			居宅介護サービス計画給付費	8,000
			手数料（介護報酬審査支払事業）	217
			介護予防・生活支援住民主体サービス事業 補助金	△2,000
			講師等謝礼（介護予防普及啓発事業）	△2,224
			リハビリテーション専門職等謝礼	△900
			認知症初期集中支援チーム専門医謝礼	△1,170
			認知症初期集中支援チーム員謝礼	△847
			生活支援体制整備事業委託料	△5,284
			研修会負担金（認知症総合支援事業）	△580
			認知症カフェ事業費補助金	△766
			介護保険事業基金積立金	701

(議案第25号)

令和2年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,676,844	△8,896	3,667,948	保険基盤安定繰入金 △5,460 その他一般会計繰入金 △3,436

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,676,844	△8,896	3,667,948	後期高齢者医療システム運用委託料 △505 保険料等負担金 △5,460 事務費負担金 △2,931

(議案第26号)

令和2年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
22,081,152	943,011	23,024,163	一般会計補助金 △14,606 一般会計負担金 △14,294 新型コロナウイルス感染症患者等入院 受入医療機関緊急支援事業補助金等 51,768 新型コロナウイルス感染症対策事業補 助金等 920,143

支 出

(単 位 千円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
24,788,541	△2,982	24,785,559	消費税及び地方消費税 95 新病院建設監理業務委託料 △460 新病院建設に伴う既存建物撤去費 △2,617

資本的収入及び支出

収 入

(単 位 千円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
1,514,932	62,241	1,577,173	一般会計負担金 △25,315 タスク・シフティング等医療勤務環境 改善推進事業補助金等 7,739 医療従事者応援金等 79,817

支 出

(単 位 千円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
3,407,780	△21,992	3,385,788	新病院建設工事費 △21,992

継続費補正

(単 位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 病院事業費用	3 特別損失	新病院建設事業(解体分)	1,088,862	平成28年度	59,923	1,085,785	平成28年度	59,923
				平成29年度	0		平成29年度	0
				平成30年度	0		平成30年度	0
				令和元年度	440,637		令和元年度	440,637
				令和2年度	588,302		令和2年度	585,225

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	新病院建設 事業	21,565,559	平成28年度	479,140	21,543,567	平成28年度	479,140
				平成29年度	7,503,217		平成29年度	7,503,217
				平成30年度	13,388,311		平成30年度	13,388,311
				令和元年度	64,900		令和元年度	64,900
				令和2年度	129,991		令和2年度	107,999

(議案第27号)

令和2年度小牧市水道事業会計補正予算(第5号)

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,031,029	△31,612	2,999,417	水道料金 △5,235 一般会計補助金(他会計補助金) 316,127 一般会計補助金(その他特別利益) △342,504

(議案第28号)

令和2年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,105,418	23,149	3,128,567	雨水処理費負担金 △1,300 一般会計負担金 △12,670 一般会計補助金 65,706 消費税及び地方消費税還付金 △28,587

支 出

(単 位 千 円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
3,103,621	△16,970	3,086,651	公共下水道台帳作成委託料 △1,500 下水道管路調査委託料 △2,500 工場排水検査手数料 △1,500 雨水ポンプ場保守管理委託料 △1,300 処理施設等保守管理委託料 △3,000 受益者負担金納期前納付報奨金 △1,500 企業債償還利息 △1,000 雑支出 △4,670

資本的収入及び支出

収 入

(単 位 千 円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
1,380,813	△132,993	1,247,820	公共下水道事業債 △76,000 流域下水道事業債 △1,500 公共下水道事業工事負担金 10,000 一般会計出資金 △61,113 一般会計負担金 △8,300 特定防衛施設周辺整備調整交付金 3,920

支 出

(単 位 千 円)

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	事 業 等 の 概 要
1,766,636	△122,766	1,643,870	汚水管測量設計委託料 △10,000 汚水管整備工事費 △80,000 汚水管管更生工事費 △3,000 公共枴等設置工事費 △20,000 流域下水道建設負担金 △1,466 雨水幹線整備測量設計委託料 △8,300

当初予算案

(議案第29号～議案第40号)

令和3年度当初予算案の概要

(単位 千円)

会計別		3年度予算額	2年度予算額	比較
一般会計		59,063,000	61,576,000	△2,513,000
特別会計	土地取得	201,912	675	201,237
	国民健康保険事業	12,662,512	12,861,588	△199,076
	文津土地区画整理事業	361,170	478,049	△116,879
	岩崎山前土地区画整理事業	321,142	168,861	152,281
	小牧南土地区画整理事業	423,089	481,040	△57,951
	本庄土地区画整理事業	94,071	—	94,071
	介護保険事業	8,502,836	8,184,449	318,387
	後期高齢者医療	3,702,157	3,670,961	31,196
	小松寺土地区画整理事業	—	5,339	△5,339
	小計	26,268,889	25,850,962	417,927
合計		85,331,889	87,426,962	△2,095,073

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	3年度予算額	2年度予算額	比較
収益的収入	22,811,854	22,050,880	760,974
収益的支出	24,529,246	25,003,209	△473,963

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	3年度予算額	2年度予算額	比較
資本的収入	1,645,276	1,514,932	130,344
資本的支出	4,139,426	3,407,807	731,619

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	比較
収益的収入	2,993,975	3,028,129	△34,154
収益的支出	2,787,402	2,876,130	△88,728

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	比較
資本的収入	409,050	376,396	32,654
資本的支出	2,268,329	1,674,741	593,588

下水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	比較
収益的収入	3,149,735	3,105,418	44,317
収益的支出	3,107,338	3,105,418	1,920

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	比較
資本的収入	1,405,603	1,380,813	24,790
資本的支出	1,822,364	1,765,176	57,188

人 事 案

(議案第41号)

小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員 栗原寿男氏の任期満了(令和3年3月22日)に伴い、後任者に同氏を選任しようとするもの

条 例 案（第 2 号議案）

（議案第 4 2 号）

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 附属設備使用料について、フットライトの使用料を廃止し、ボーダースポットライトを使用する場合の使用料を 1 列につき 5 5 0 円とする。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（議案第 4 3 号）

小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 指定地域密着型サービス事業者等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 2 指定地域密着型サービス事業者等は、感染症や非常災害の発生時において介護サービスを継続的に実施する等のため、業務継続計画の策定等を行わなければならないこととする。
- 3 指定地域密着型サービス事業者等は、事業所等における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を行わなければならないこととする。
- 4 指定地域密着型サービス事業者等は、事業所等における虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行わなければならないこととする。
- 5 指定地域密着型サービス事業者等は、作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。
- 6 指定地域密着型サービス事業者等は、交付、説明等を書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができることとする。

- 7 共用型指定認知症対応型通所介護事業所及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者について、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができることとする。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所（現行共同生活住居）ごとに、計画作成担当者を置かなければならないこととする。
- 9 サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所及びサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の人員及び設備に関する基準を定める。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を原則として1以上3以下（現行1又は2）とする。
- 11 指定地域密着型介護老人福祉施設は、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。
- 12 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの（現行おおむね10人以下）とする。
- 13 その他所要の規定の整備を行う。
- 14 この条例は、令和3年4月1日から施行する。